

## 12.8 人権デー各省要請行動 2016年12月8日(木)

外務省要請(14時～15時分) 外務省1階会議室

外務省出席者(2名): 中川智博(人権人道課兼人権条約履行室 外務事務官)  
: 尾崎 健(人権人道課外務事務官)

参加者(13名): 鈴木亜英(国際人権活動日本委員会・JWCHR)、松田順一(JWCHR)、上野節子(JWCHR)、石川美紀子(国連へ障がい児の権利を訴える会)、本多ミヨ子(移住労働者ユニオン)、中嶋育雄(治安維持法犠牲者国賠同盟)、菅野亨一(治安維持法犠牲者国賠同盟)、生江尚司(日本国民救援会)、山口文昭(JWCHR)、青木茂雄(東京・教育の自由裁判をすすめる会)、花輪紅一郎(東京・教育の自由裁判・・・)、外山喜久男(神奈川・個人情報保護条例を活かす会)、石賀田鶴子(JAL 争議団原告)

自己紹介

鈴木—国際人権活動日本委員会の代表をしている鈴木です。

中川(外務省)—外務省人権人道課の総務班長をしている中川です。

尾崎(外務省)—外務省の尾崎健です。

松田—これが最終的な要請書です。

外務省—事前にコピーをいただいているが・・・。

松田—事前にお渡ししているが、これが最終的な個別の団体の要請書になります。国際人権活動日本委員会にはいろいろな団体が加盟しているので、いろいろな要求(個別的な課題など)をもっている。お渡しした要請書と基本的には変わっていない(ペーパーを用意している参加者は手渡す)。

外務省—事前にいただいた要請書については正式なものとしてコピーをし、幹部、関係省庁にも渡してあり、お答えを準備している。今日、あらたにいただいた要請書については答えられないこともあるかもしれない。

松田—お渡しした要請書に従ってまず回答を伺い、そのあとで再度質問・要請という形で進めたいがよろしいか。

外務省—基本的にはいただいた要請書についてお応えする。

鈴木議長—要請書にもとづき、1から8までについて、私から簡単に申し上げる。補足的な説明、質問があるなら出してほしい。

- 1、個人通報制度と国内人権機関の創設の問題については、日本政府の対応(批准)が非常に遅れていることについて、どういうことかまずお伺いしたい。日本が自由権規約を批准した1969年から、すでに30年以上もたっているが、いまだに個人通報制度が実現して

いない。外務省としては今までも頑張ってきたのだと思うが、進展がないだけでなく停滞しているという印象がある。今後どうされるつもりなのか。国内人権機関についても法案化はされたが、今後どうされるのか、まず伺いたい。

- 2、外国人労働者の技能実習制度について、担当者からも出してもらおうが、いろいろ問題が大きく、重要となってきたが、よりよい政策づくりをどうするのかお聞きしたい。
- 3、死刑制度については、政府としても廃止に向けての議論を真剣に行われなければならない時期にきているのではないか。いつも同じような回答では残念である。
- 4、1968年に国連で採択された「戦争犯罪に対する時効不適用」について、政府は棄権（保留）をしているが、その理由と批准に向けての取り組みの可能性についてお聞きしたい。また、治安維持法の問題についてどうお考えか、伺いたい。
- 5、2014年の自由権規約審査の最終見解、パラグラフNo.22「基本的自由の制限」について、どうとらえているのか、お聞きしたい。
- 6、障害児の教育について、特に性教育、入・卒業式の問題など政府の対応は間違っていて、問題があり、遅れている。ぜひ直接接している方たちの意見を聞いていただきたい。
- 7、JALの整理解雇問題はすでに6年が経過している。団交の問題については労働委員会からも判断が出ている。会社側が団交を拒否している問題については、ILOからも回答を頂いている。一刻も早い解決のために外務省としてしっかりした回答を出していただきたい。

私からは以上ですが、参加のメンバーから、先に意見・質問を出していただき、そのうえでお答えください。コメントがあれば先に出してもらいたい。

花輪一いま、要請書の5に関連して2枚の要請書をお渡しした。主旨を補足させていただく。これはジュネーブにレポートを提出した3つの団体共同のもの。国連勧告のパラグラフ22は、規約18条、19条に関する勧告だが、それが国内のどのような人権問題にかかわったものか、担当官庁の見解を伺いたい。いろいろな資料をあげているが、最後の5番の(2)の、「公共の福祉」というパラグラフ22について、日本政府は93年以来、重ねて国内の事情または状況を説明してきたが、委員会はずっと懸念と勧告を表明している。日本政府は第6回審査で人権制約の正当化を持ち出した。それに対して18条、19条が出たことは、当然国内の具体的事例を念頭におかれているのが妥当ではないか。以前、他の問題で交渉した時に、抽象的一般論であるので答えにくいと言われたが、その後、日弁連が出した別の資料の5番に引用している。この資料は、日弁連の国連人権勧告の解説書だが、パラグラフ22について、国内の具体的事例として、学校における日の丸・君が代の処分があつてこの勧告が出されたものと解説している。国内には問題がないのに、厳格な条件を用い公共の福祉、その事例を把握しているか。もうひとつ加えると、今年の5月に鈴木律子主席事務官にこれを渡し、検討していただくようお願いしている。今日は有効な答えをいただきたい。

青木—同じ趣旨で補足で発言するが、自由権規約委員会勧告のパラグラフ 22 で、思想・良心・宗教の自由という人間の根本的条件についてあえて書かれているということは、人権侵害の可能性について、国連は認識しているのではないか。さらに、表現の自由、各種の報道機関に対する政府の圧力についてかなり憂慮されているのではないか。特に思想・良心の自由、表現の自由に関する侵害について、外務省は具体的にどのように把握しているのか聞かせてもらいたい。

本多—技能実習生の制度について、国連やアメリカの国防省から人身取引と指摘されているが、外務省にはその認識があるのか、お聞きしたい。

石賀—「一企業の問題に国が関与することは適切でない」と、いつもお答をされないが、日本航空の解雇問題は国がやったことであり、そういう答え方は適切ではなく、事実とも違う。外務省の認識をお聞きし、きちんとした答えを頂きたい。

石川—障害児教育の問題で要請したいことは、障がい児の教育活動（性教育や卒・入学式等を含む）に際して「合理的配慮」を行い、自由権、子どもの権利条約、障がい者権利条約に反することなく基本的人権を保障することである。

外務省—「第 4 次障がい者基本計画」は、「特に女性である障がい者に対しては障がいに加えて女性であることによりさらに複合的に困難な状況に置かれている場合があること、障がい児には成人の障がい者とは異なる支援の必要性があることに留意する」としている。

石川—子どもの権利条約や障がい者の権利条約にも関連する。先ほど伺った文科省では「合理的配慮についてはきちんとしている」とおっしゃるのだが、実際はそうっていない。フロアでの卒業式が禁止されるなどさまざまな制限があり、卒業証書を自分の手で受け取ることができない。さらに大きい問題は性教育の問題。性教育バッシングを受けた七尾養護事件があつてから、普通学校でもいろいろな制限を設けて子どもに向き合った体の成長についての勉強や性教育ができなくなっている。現場で合理的な配慮をしようとしても禁止される状況。国をあげて適切に行われるようにしていただきたい。

戸山—外務省が主幹となって、勧告が今年の 10 月 3 日付けで各県に送られているが、神奈川県ではようやく 1 月 19 日付けでおりてきた。ところがそれから先がストップして現場には届いていない。我々に聞いて初めて知るといふ実情。外務省は「法的強制力はないから適切に対処するように」と言っておろしているようだが、現場では出されたことすら知らないというのが実情。外務省の「適切な対処」といふのは、どういう形で実現させようとしているのか、お聞きしたい。

生江—国民救援会の生江です。私たちは冤罪で逮捕されたり、国家公務員が休日に自宅の近くで選挙運動をやったということで逮捕された公選法裁判など不当に逮捕された人たちの闘いを支援している団体。日本の刑事司法の遅れと不当性については、国連の人権機関は 20 年以上も前から何回も繰り返し指摘され、前回の拷問禁止条約の審査では、委員から「日本の司法は中世のようだ」と言われた。最近では自由権規約委員会の議長から「日

本は国際的なコミュニティーに背を向けようとしているのではないか」ときびしい指摘を受けた。そういう点では「公共の福祉」に集中されていると思うが、「公共の福祉」についてはどんな自由を規制するのか、法律で定義を明確にするべきだと思う。その時々権力者（執行者）の解釈で運用されるのでは困る。まさに日本が中世なのか近代なのか問われている問題だ。外務省に聞きたいのは、自由権規約の第6回審査の時の委員長から「日本は国際社会から目を背けようとしているのではないか」と指摘されたが、指摘する側は相当な緊張感を持ってお聞きしたと思う。その辺の緊張感を外務省は把握し、他の省庁にどの程度伝えているのか、お聞きしたい。他の省庁からはそういう緊張感が感じられない。国連の審査には、各省庁の比較的若い人たちが参加しているが、シビアなところを外務省としてきちんと各省庁に伝えているのか。

外務省一様な意見をお聞かせいただいた。こうした機会を通じていろいろな現場の声や意見を聞かせていただくことは政策を検討するうえでもパブリックコメントなどをつくるうえでも参考になり重要だと思っている。個別の問題や論点についてもさまざまな意見・質問をいただいた。すべてお答えすることはできないが、いくつかお答えしたい。

**個人通報制度**について—従来から申し上げているとおり、条約の効果的な担保をはかる注目すべき制度であると認識しているが、受け入れにあたっては日本の法律制度や立法制度の実施体制としての検討課題がある。是非についてはみなさんからの意見をふまえて、引き続き、政府として関係省庁と真剣に話し合っていきたい。

**技能実習制度**について—縦割りの・お役所的な返事になるが、国際条約や国際機関からの勧告などを踏まえて、どのようにアプローチするか考えているところ。法律に基づいてどういう政策として考えるかは外務省の所管ではない。

**死刑廃止**について—国際社会には様々な意見があり、国内にも死刑制度に関しては様々な声があるが集約されていない。人権理事会が採択している条約を受け入れるにはまだまだで、関係省庁、関係自治体が意見を集約し協議をしているところと承知している。

**戦争及び人道に対する罪の時効不適用条約**について—1968年に国連で採択されたが、外務省が出している外交文書の昔のバージョン（昭和44年）には、日本国憲法との関係で採択されなかったということが書かれている。

**自由権規約勧告パラグラフ 22**について—人道課の鈴木から申し上げている通りだが、具体的に言うことは政府の見解としては難しい。勉強不足で日弁連のパフレットは初めて拝見したが、いろいろな声があり解釈にもいろいろあることがわかった。人権の担当官として現場の様々な意見を勉強し、これらをふまえて政府の対応を考えていきたい。日弁連のパンフは、私自身が勉強するうえでも外務省全体としても勉強になる。出されたご意見については外務省の幹部にもお伝えする。

花輪—パラグラフ 22については該当する事実がたくさんある。真剣に考えてもらいたい

〇〇—障がい者の問題は非常に重要。日本も条約の締約国としてどうするのか。児童の問題、障がい者の問題。同じ問題だが、特に障がいを抱えた児童の問題であると真剣に考えても

らいたい。合理的配慮をしているというのが現場ではそうになっていない。

外務省一ご指摘の性の問題については障がい者政策委員会でやっていて、第4次障がい者基本計画ができるので、引き続きご意見をいただきたい。

日本航空の問題については、最高裁決定について見解を述べるのは難しいが、ILOから3度にわたって勧告が出されていることは承知している。外務省の役割のひとつは、国際社会の声をしっかりと受け止めて関係省庁に正確に伝えていくこと。国際社会のあらゆる関係者からの声、国際機関からの意見を関係省庁にしっかりと伝えるのが我々の役目。たくさんお聞きしたが、十分にお答えできていないことは承知している。外務省内やその他の省庁にお伝えすることがあればお聞きして伝えたい。今後ともご意見を伺っていききたい。

花輪一地方自治体にも条約・規約を伝える義務があると思うが、人権に関する地方公共団体の責務、地域の実情などをふまえ、人権及び人権規約が地方自治体にあるということをお伺ったうえで、別件資料の大きな4番、NGOの要請行動の東京都教育委員会からの回答の98条2項、地方自治体解釈では、誠実に努力する義務があること、日本政府の見解については、回答する義務はないと言っている。そのことについてお聞きしたい。

外務省一般論として、条約で発生する義務はどこまでか、地方自治体にも発生するかどうかは別として、日本が批准しているものについてどこまで法的義務があるかについてはお答えできないが、さまざまなリーガル（法的）な議論があると思う。国際的に発生する義務がどこまであるのかは法務省に聞いてもなかなか正面から答えられない。地方自治法の解釈にないのか明確でない。

石賀一日本航空の解雇問題は厚生労働省に関係する問題だが、外務省には国連の国際人権機関の窓口的役割がある。私たちは日本航空に解雇されてもう6年になる。労働者にとって解雇は「死ぬ」と言われるに等しい。人権的にも人道的にも許されない。ILOからも「解決のための話し合いをするように」と何度も言われているが、会社側の意向でその機会ももたれていない。日本の人権の国際的な窓口である外務省からも日本航空に対し、解決のための話し合いを持つよう指導していただきたい。

外務省一日本航空との意見交換や議論をする機会は全くない状態なのですか。

石賀一話し合いはもたれているが、労働組合を通じて回数は重ねている。ILOが言っているのは「争議解決のための真摯な話し合いをなささい」ということ。ぜひ、そこをきちんと指導していただきたい。

外務省一ILOとは直接コンタクトがあるのですか。

石賀一ILOには、解雇問題の発生時からペーパーを提出、追加情報を出したり直接訪問して話し合いを行っている。今回も追加情報を出して勧告もいただいた。代表がジュネーブのILO本部に行って話し合いも行っている。

外務省一ああ、そうですか。

本多—先ほどの質問にお答えいただいてない。「日本の技能実習制度は国際的には人身取引きだと言われているのだが、そういう認識は外務省にありますか」と質問したのですが……。外務省の役割という点で、昨年も「各省庁に国際社会の見方を伝えること」とおっしゃったが、今もそうになっていない。「人身取引き」というのは、日本のこの制度に対する国際社会の見方で批判されている。昨年の法務省交渉で同じことを言ったら法務省は「適切に対応すればいい制度だ」という認識だった。今年も変わっていない。外務省は国際社会の認識を法務省にちゃんと伝えていなのではないか。技能実習制度、労働搾取、今は人身取引き、と少し広がっているわけだが「その認識がありますか」ということをあえてお伺いしたい。外務省がそういう認識だとしたら他の省庁には伝わらないと思う。適正化法に関してどう考えるか。こまかい内容で国際社会と日本の認識はあまりにも違う。これは外務省にお願いするしかない。いろいろいっぱいあるが伝えてもらえなければ変わらない。法制度そのものが国際社会からは「遅れている」と見られているのだから、そのことをしっかり認識し、勧告されているような遅れた制度はやめる。そういうことも外務省として何とかしていただきたい。どうしたら「人身取引き」と言われない制度にできるのか。たとえば雇用保険制度に変えていくことで、国際的に見て人身取引きと言われなくなるのであれば、そのように制度を変えていく必要があるのではないか。そこまで言うていただかないと変わらないと思う。「1年以内に変えなさい」と国連はきびしい勧告を出したが、この法案は一部改善ではあるが人身売買だという基本的なところは変わっていないと思う。わかっていなかったという感じがする。国連機関からわかってもらえるような制度にするよう私たちもやりますが、特に外務省人権人道課にはしっかりわかっていただきたいと強く要望する。

外務省—直接海外に行かれて、その場の現状など見てこられたのですか。

本多—私自身は海外には行ってないが実習生から話は聞いている。ILOには行っている。勧告も遠からず出ると思う。国連は明確に出しているわけなので、こちらの対応次第で勧告は出ると思う。それに対してしっかり応えられる日本であってほしい。外務省は大事な役割だと思う。ぜひ、がんばっていただきたい。

外務省—実習生と意見交換されるということですが、具体的にどういう声があるのか。

本多—いっぱいありすぎて、とても言い尽くせない。こういう問題をやっているNGOはたくさんあるのはご存じだと思うが、省庁交渉などでもいっぱい出していますから、その気になればいくらでも見ることができるし、法務省などにも聞けばわかりますよ。

花輪—外務省には条約の報告義務があるので、各地に通知はいくわけですね。外務省は「適切に対処してください」と言っているのに無視されているのではないか。通知してそれで終わりではなく、しっかり指導してほしい。

外務省—通知は行政的な措置だが、一般的には条約の中身で、条約がどういうものなのか啓発することが非常に重要だと思っている。パンフレットを作ったり、インターネットに載せたりしているが、条約そのものが難しいとか、わからないということもある。引き続き

できるだけわかりやすく、地方自治体の方々にもきちんと理解していただけるよう広報活動しつつしっかりとやっていきたい。

花輪—東京都にも直接、具体的に指導していただきたい。

菅野—僕たちは治安維持法犠牲者の名誉回復と謝罪を求めている団体だが、そのためには「時効」の壁を乗り越えなければならない。国連の「時効不適用条約」は50数カ国が批准しているが、日本政府は「憲法に反するから批准しない」という立場だと聞いた。だとすると憲法が変わらない限りこの条約は批准できない・しないと受け取れる。時効不適用条約に棄権した理由と今後批准に向けての条件はあるか、その辺を併せて説明していただきたい。

外務省—批准しなかった理由については承知していない。現時点でどう考えるかについて政府内で検討しているという事実はないと承知している。外務省ホームページに掲載しているが、基本的には、条約は日本国憲法に反しているから賛成できなかったということだが、現政府でこの条約の批准の可否を議論したことはない。時効不適用条約と国内法の一貫性・整合性がつけられないということと、条約でいう犯罪の定義があいまいであることの2つが主な理由である。批准の基本は日本国憲法に反するかどうかということであるが、現政府でこの条約の批准について議論したことはない。

菅野—どう考えているか、わからないということか。

外務省—条約を批准するかどうかについて外務省内で現在検討しているという事実はない。当時どうして入らなかったのかについての公式見解は、外務省のホームページ、外交文書の「過去のアーカイブス」の昭和44年だったと思うが、そこに掲載されている。そこには、時効適用に対して「まだ問題が整理できていない」ということを理由に棄権したと書かれている。

石川?—子どもの権利条約の勧告についての質問にお答えをいただいている。神奈川県の話合いで、国連からの勧告を現場におろしてほしいと3回も言ったが、先日の話合いで「法的拘束力がない」というだけだった。外務省からは「適切に対処する」とあるでしょう」と言ったら「ありました」と言った。外務省としては、勧告をできる限り履行してもらいたいと考えているのか、それとも1回おろしたら外務省の役割は終わったということなのか、お聞きしたい。

外務省—国際機関から出された勧告についてですか。外務省の姿勢は、勧告に関しては、すべてが正しい、従うべきだ、ということではない。適切な情報を提供して正すこともあるし、反論を出すこともある。

石川?—そういう意味ではない。情報（勧告の中身）が現場にきちんと知らされていないことが問題で、判断の材料が伝えられていないということ。教育局の一部にしか知らされていない。これは外務省の姿勢にかかっている。

〇〇—文科省もなにかというと「法的拘束力がない」と真っ先に言う。関連して5番の質問だが、先ほどのお答えでは「抽象的・一般的な回答」と言われたが、日の丸・君が代問題

に関しては、リストオブイシューにものったので検討してほしい。

〇〇—教職員に対して人権侵害が行われている。マスコミに対する政府の過剰な干渉が国際的にも問題になっている。ここに書かれていることは、日本の構造的なところにまで触れている。外務省は、調査の上このような構造的な問題にもこたえてもらいたい。

外務省—そろそろ、会議室の都合で予定の時間なのですが・・・。

鈴木—国際条約とその勧告について、いつも政府や省庁は「勧告には法的拘束力がない」と軽視しているが、それは国際条約のとらえ方が違うのではないか。日本政府が批准した条約や規約を生かすための見解や勧告が出されているのだということを理解し、尊重すべきではないか。法的拘束力がないから関係ないと軽視するなら、「では、何のために批准したのですか」ということになる。憲法 98 条を日本は順守しなければならない。国連からは条約の解釈、勧告、見解、通告などが出されてくるのだから、ここからこちらは関係ないということではなく、出された勧告、見解、通告については、条約を生かすために解釈を補充し明確にしていくということを理解してもらいたい。受け入れがたいものもあるかもしれないが、しかし、いつもおっしゃる「勧告は関係ありません」というお答は、もうやめていただきたい。勧告を尊重するということからスタートして、「しかし、こういう問題があります」ということなら話し合えるのではないか。

松田 外務省は窓口としてイニシアチブをとってもらいたい。

以上